

保育所等の職員配置基準の見直しについて

経緯

- ・令和5年12月に国で閣議決定された「こども未来戦略」において保育所等の職員配置基準を改善する方針が出されたことを受け、令和6年3月に国が定める基準（内閣府令）の一部改正が行われた。
- ・これを踏まえ、本市が定める保育所等の職員配置基準の見直しについて検討を行うもの。

改正概要（国基準）

- ・保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）の職員配置基準について、以下のとおり見直すもの。

	3歳児	4・5歳児
改正前	20 : 1	30 : 1
改正後	15 : 1	25 : 1

【国基準の附則（経過措置）】

改正後の基準等に従って職員の配置を行った場合に、保育等の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、改正前の基準等が効力を有する。

本市の現状

- ・現在、本市の条例で定める保育所等の職員配置基準は、国基準を上回る内容となっており、令和6年4月1日時点で、多くの施設では改正後の基準を満たす職員配置を行っている。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
国基準	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1
市基準	3 : 1	5 : 1	6 : 1	17 : 1	27 : 1

- ・他方、今回の基準見直しの対象となる3～5歳児の受入定員が多い施設の一部では、改正後の基準を満たすことができない状況である。

本市の対応方針

- ・保育所等の職員配置基準については、基本的に各自治体が「従うべき基準」として定められていることから、国基準と同様の内容で本市の基準条例を改正する。

	3歳児	4・5歳児
改正前	17 : 1	27 : 1
改正後	15 : 1	25 : 1

※0～2歳児については改正を行わない。

- ・併せて、現時点で改正後の基準を満たすことができない施設があること等を踏まえ、国基準の附則と同様の内容の経過措置を設けることとする。